

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 9 号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和 4 1 年四日市市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市水道事業、<u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の設置及び経営の基本に関する条例</p> <p>（水道事業、<u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の設置）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 農業集落排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水事業を設置する。</u></p> <p>（法の適用）</p> <p>第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業<u>及び農業</u></p>	<p>四日市市水道事業<u>及び</u>下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例</p> <p>（水道事業<u>及び</u>下水道事業の設置）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（法の適用）</p> <p>第 2 条 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規</p>

集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本原則)

第3条 水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業 (以下これらを「事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

2 (略)

(利益の処分)

第8条 事業において、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「欠損金補填残額」という。)の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額)を減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業において、事業年度末日に企業債を有していない場合、又は企業債を有している場合で企業債と同額まで減債積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の20分の1か

定の全部を適用する。

(経営の基本原則)

第3条 水道事業及び下水道事業 (以下これらを「事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

2 (略)

(利益の処分)

第8条 水道事業又は下水道事業において、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「欠損金補填残額」という。)の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額)を減債積立金として積み立てなければならない。

2 水道事業又は下水道事業において、事業年度末日に企業債を有していない場合、又は企業債を有している場合で企業債と同額まで減債積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残

<p>ら減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>額の 20 分の 1 から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(四日市市行政手続条例の一部改正)
- 2 四日市市行政手続条例(平成 8 年四日市市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 市の機関 地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される四日市市の執行機関、<u>四日市市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置及び経営の基本に関する条例(昭和 41 年四日市市条例第 47 号)第 4 条第 1 項に規定する管理者、市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例(昭和 41 年四日市市条例第 45 号)第 5 条に規定する管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律又は</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 市の機関 地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される四日市市の執行機関、<u>四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例(昭和 41 年四日市市条例第 47 号)第 4 条第 1 項に規定する管理者、市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例(昭和 41 年四日市市条例第 45 号)第 5 条に規定する管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律又は条例上独立に権限を</u></p>

条例上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。	行使することを認められた職員をいう。
(7)及び(8) (略)	(7)及び(8) (略)
2 (略)	2 (略)

(上下水道局管理部総務課)